

弁当等の食品販売に係る規制の見直し（食品製造業等取締条例等の一部改正）



○ 改正概要

① 人力により移動販売する場合の要件整備【**弁当等人力販売業の新設**】

路上等の屋外で弁当等を販売する場合は、環境影響を受けない構造の運搬容器（保冷容器）や温度計等の設備要件、また、衛生管理の知識を持った者が販売に従事する食品衛生責任者の設置を義務付ける人的要件等を規定した。これらの要件を事前に確認できるよう、弁当等の行商販売を届出制から許可制へと変更し、新たに「**弁当等人力販売業**」を設定した（平成 27 年 10 月 1 日施行 図 1）。

〈図 1 条例改正イメージ〉

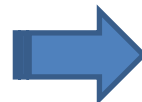


(改正前)

○行商（弁当類・そう菜類）

【届出制】

- ・設備要件なし
- ・資格要件なし



(改正後)

○**弁当等人力販売業**

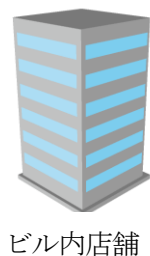
【許可制】

- ・設備要件あり（保冷容器や温度計等）
- ・食品衛生責任者の資格必要

② 屋内での販売形態へ誘導する取組【**食料品等販売業（一時販売）の新設**】

衛生上望ましい屋内で弁当等を販売しやすくするため、食料品等販売業（固定店舗：包装食品）の施設基準について、ビルなどの屋内で空調管理された建物内であれば、簡易な施設や設備で販売が行えるよう、衛生上支障のない範囲で基準を緩和し、一時的（ランチタイム等）に販売できる形態を新たに設定した（平成 26 年 10 月 1 日施行 図 2）。

〈図 2 要綱改正イメージ〉



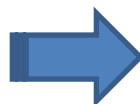
(改正前)

○食料品等販売業

(店舗：包装食品)

【許可制】

- ・施設基準あり
- ・食品衛生責任者の資格必要



(改正後)

○食料品等販売業

(店舗：包装食品（一時販売）)

【許可制】

- ・施設基準を緩和（区画や手洗い設備等）
- ・食品衛生責任者の資格必要

〈一時販売のイメージ図面〉

